

○運転免許証等の更新予定者に対する更新情報の提供に関する規程

(平成 6 年 4 月 15 日公安委員会規程第 4 号)

改正 平成 12 年 3 月 21 日公安委員会規程第 4 号 平成 15 年 7 月 18 日公安委員会規程第 4 号

令和 7 年 3 月 19 日公安委員会規程第 3 号

運転免許証の更新予定者に対する更新情報の提供に関する規程を次のように定める。

運転免許証の更新予定者に対する更新情報の提供に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 101 条第 3 項に規定する書面の送付(以下「更新連絡」という。)に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新連絡の実施)

第 2 条 更新連絡は、岡山県警察本部長が行うものとする。ただし、法第 108 条第 1 項の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 31 条の 4 の 7 に規定する法人に当該事務を委託したときは、この限りでない。

(更新連絡の実施基準)

第 3 条 更新連絡の書面(以下「更新連絡書」という。)に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 現に運転免許を受けている者の氏名、住所及び免許証の番号又は免許情報記録の番号

(2) 更新期間、更新場所、更新時講習の種類、免許証等更新手数料及び更新時講習手数料の額、優良運転者又は一般運転者の該当の有無その他の更新手続に必要な事項

第 4 条 更新連絡書は、郵送により通知するものとする。ただし、受取人の住所不明等のため更新連絡書が返送された場合は、当該更新連絡書に係る更新予定者の現住所の調査及び更新連絡書の再送付は行わないものとする。

(事務の委託)

第 5 条 委託することができる事務は、次に掲げるものとする。

(1) 更新連絡書の作成、発送及び当該更新連絡書に係る記録に関する事務

(2) 更新連絡書の内容等の問合せに関する事務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、更新連絡に関する書類の整理に関する事務

(受託法人の遵守事項)

第 6 条 法第 108 条第 1 項の規定により事務の委託を受けた法人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法第 108 条第 2 項に規定する守秘義務

(2) 第 5 条各号に掲げる事務が円滑に推進されるための体制等の確保

(報告)

第7条 公安委員会の委託を受けた法人は、更新連絡の事務に関し次の事項を公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 更新連絡の結果
 - (2) その他更新連絡に関する特異事項
- (事務委託の解除)

第8条 公安委員会は、委託を受けた法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、事務の委託を解除するものとする。

- (1) 委託条件に違反した場合
 - (2) 第6条各号に規定する遵守事項に違反した場合
 - (3) 委託の必要がないと認められる事情が発生した場合
- (指導監督)

第9条 公安委員会は、法第108条第1項の規定により事務を委託した場合は、委託条件の遵守状況等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、事務内容等について適宜指導及び助言を行うものとする。

附 則

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成12年3月21日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月18日公安委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月19日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。